

中山間地域等直接支払制度 の実施状況等について

令和3年2月17日

1 制度の概要

(1) 制度の概要

- 中山間地域等の**農業生産条件が不利な地域**において、**農業生産活動を通じて、農用地を維持し、多面的機能の確保を図るため**、集落協定等に基づき、**5年間以上継続して農業等を行う農業者等に対して交付金を交付**。
- 平成12年度に制度が始まり、第5期対策は令和2年度から令和6年度までの5年間。
- 平成27年度からは、法律（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律）に基づいた、安定的な措置として実施。

(2) 制度の基本的仕組み

対象地域

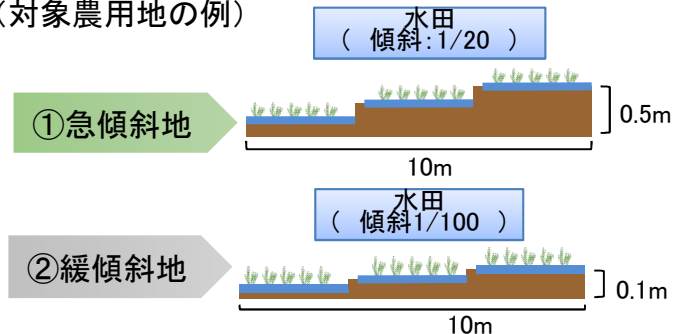
- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「**棚田地域振興法**」等によって指定された地域
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

対象農用地

第5期対策より追加

- ① 急傾斜地(田: 1/20以上、畑・草地・採草放牧地: 15° 以上)
- ② 緩傾斜地(田: 1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地: 8° 以上15° 未満)
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- ⑥ ①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

(対象農用地の例)



対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間以上農業生産活動等を継続する農業者等

交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15° ～)	11,500
	緩傾斜 (8° ～)	3,500

交付金の主な使い道



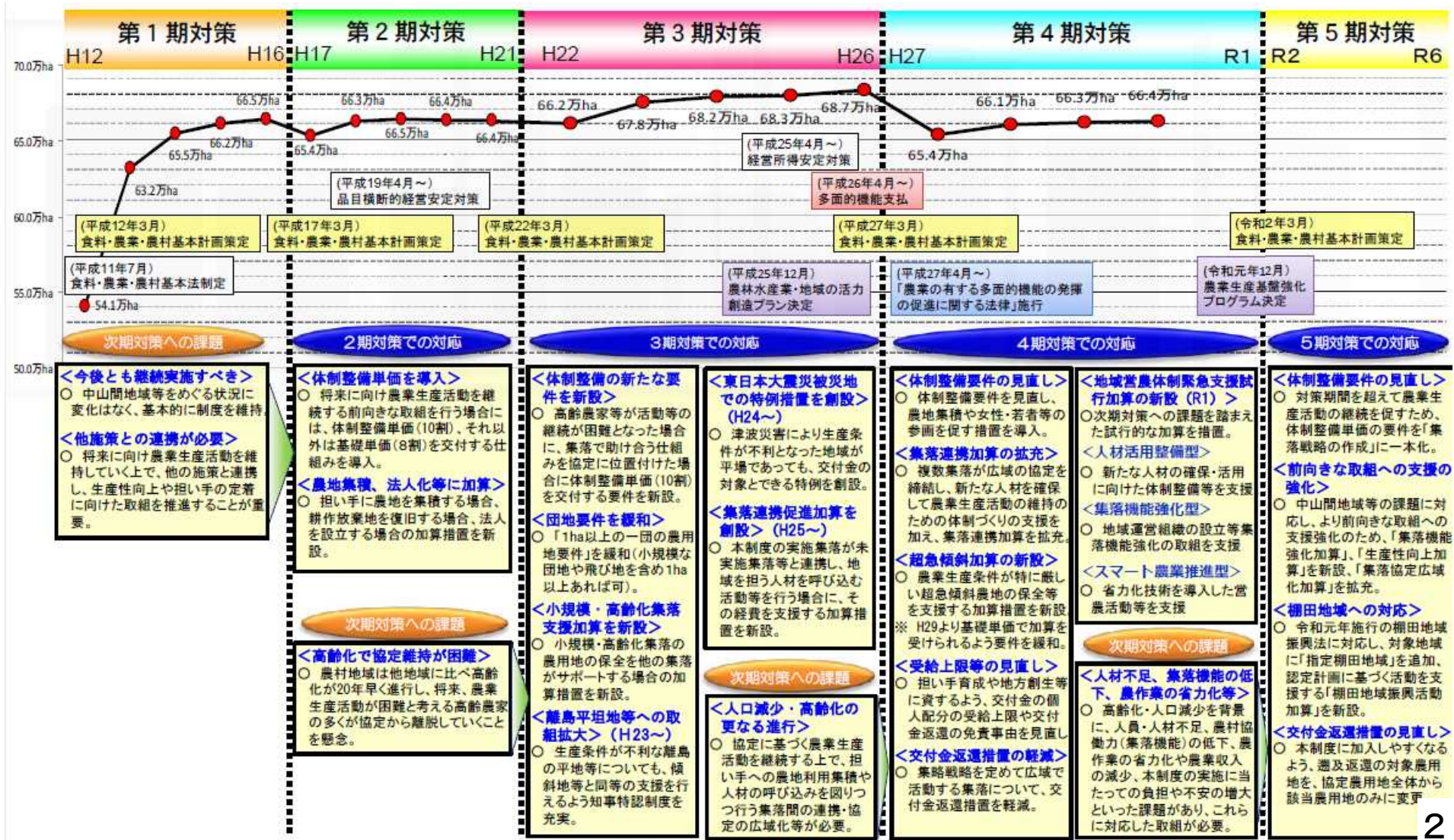
【共同利用機械による農作業】



【集落共同での水路の江ざらい】

制度のこれまでの経過

- 本制度は、平成12年度に創設して以降、5年を一期として対策を実施。
- 交付金の交付状況の点検・評価を踏まえ、時々の課題にも対応しつつ、必要な見直しを加えながら継続的に実施。



(3)協定に定める活動内容

- 協定には、適正な農業生産活動に加え、多面的機能の増進につながる活動を必須の事項として記載。これに加えて、農業生産活動等の体制整備のための、より前向きな活動を協定に位置づけた場合には、交付単価の10割を交付。
- 第5期対策から、体制整備単価(10割単価)の受給要件を、「集落戦略の作成」に一本化。

①農業生産活動等を継続するための活動 基礎単価(単価の8割を交付)

- 農業生産活動等(必須)
例:耕作放棄の発生防止活動、
水路・農道等の管理活動(泥上げ、草刈り等)
- 多面的機能を増進する活動(選択的必須)
例:周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、
魚類等の保護

②体制整備のための前向きな活動 体制整備単価(①+②の活動により単価の10割を交付)

- ①の活動に加え、集落戦略を作成

- ・ 中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、協定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要。
- ・ このため、体制整備単価の受給要件を、第4期対策の「A要件(農業生産性の向上)、B要件(女性・若者等の参画を得た取組)、C要件(集団的かつ持続可能な体制整備)から1つ選択」から、第5期対策では「集落戦略の作成」に一本化。



【地図を使っでの話し合い】



【作成に向けて打合せ】

集落戦略

- 集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成する集落全体の指針。
- 集落戦略については、中間年(令和4年度)までを目途に作成し、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中に作成を了する必要。

集落戦略の項目

1. 協定農用地の将来像
2. 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
3. 集落の現状を踏まえた対策の方向性
4. 具体的な対策に向けた検討
5. 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
6. 農業生産活動等の継続のための支援体制

※ 作成しやすいよう、「○」を記入する形式を基本とし、事務負担の軽減を図る。

集落戦略の作成と活用のイメージ

- 1 協定参加者で話し合い
農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し、協定参加者で話し合い
- 2 集落戦略の作成、市町村へ提出
協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、集落戦略に記入し、将来的に維持すべき農用地を明確化
- 3 集落戦略を元に更なるステップアップ
集落戦略の作成を通じて明確になった農業生産活動等の継続のための取組を、加算措置等を利用し実現

(4) 第5期対策の加算措置等

○ 本交付金の対象となる活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額がかさんされる措置を講じている。令和2年度において、新規3つ・拡充1つ・継続1つの計5種類の加算を措置。

○ 第5期対策では、中山間地域等が抱える課題に対応し、農業生産活動の継続に向けた前向きな取組への支援を強化。

① 棚田地域振興活動加算（新設）

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田で1/20以上、畑で15°以上の農地

単価：10,000円/10a（田、畑）



棚田オーナー制度による棚田地域振興活動

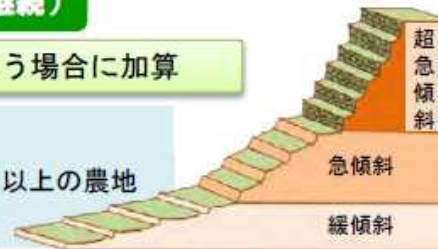
② 超急傾斜農地保全管理加算（継続）

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

対象協定：集落協定、個別協定

対象農地：田で1/10以上、畑で20°以上の農地

単価：6,000円/10a（田、畑）



③ 集落協定広域化加算（拡充）

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結し、主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単価：3,000円/10a（地目にかかわらず）



④ 集落機能強化加算（新設）

新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単価：3,000円/10a（地目にかかわらず）

[対象活動の例]

- インターンシップ、営農ボランティア、農福連携
- コミュニティサロンの開設
- 地域自治機能強化活動（高齢者の見回り、送迎、買物支援等）など



地域運営組織と連携した高齢者世帯の雪下ろし作業

⑤ 生産性向上加算（新設）

生産性向上を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単価：3,000円/10a（地目にかかわらず）

[対象活動の例]

- 農産物のブランド化、加工、販売
- 担い手への農地集積、集約、農作業の委託
- 機械、農作業の共同化
- 農作業の省力化 など



ドローンによる防除作業

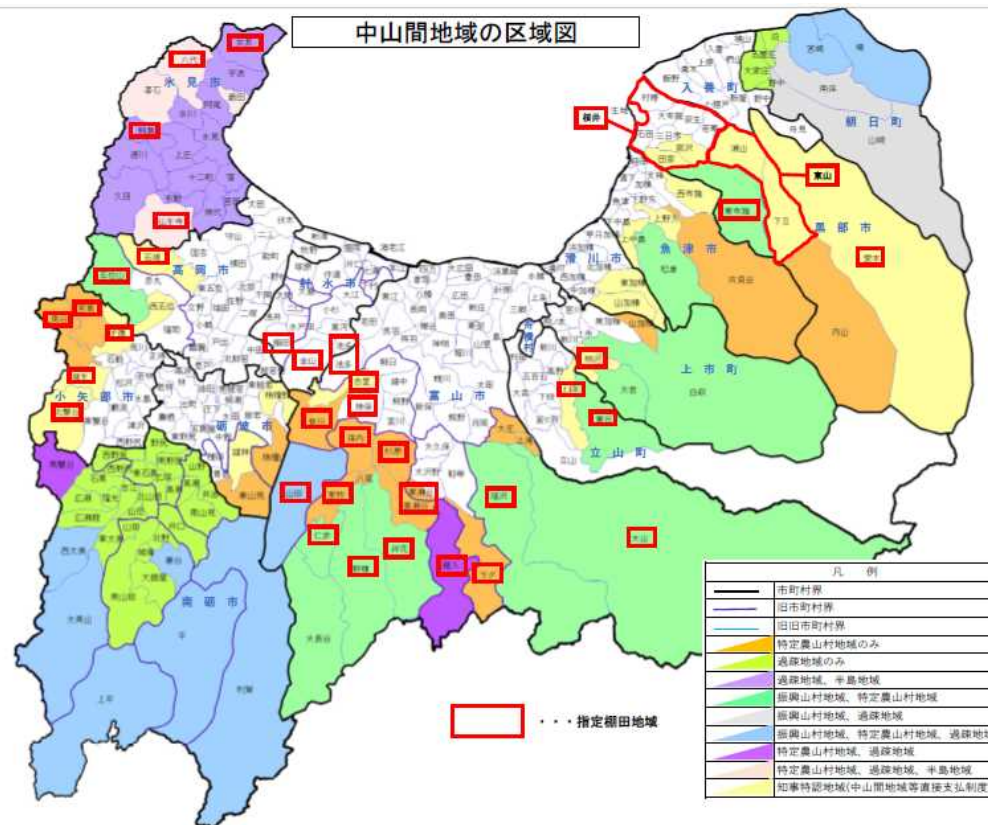


自走式草刈機の導入

2 取組状況

(1) 第5期対策の取組状況

- 富山県15市町村のうち、令和2年に射水市が新たに加わり、13市町において本制度に取り組み、集落協定に対し交付金を交付している。
- 令和2年度には307協定、4,669ha(対象農用地5,513haの85%)で取り組まれ、交付金7億7,713万円が交付された。



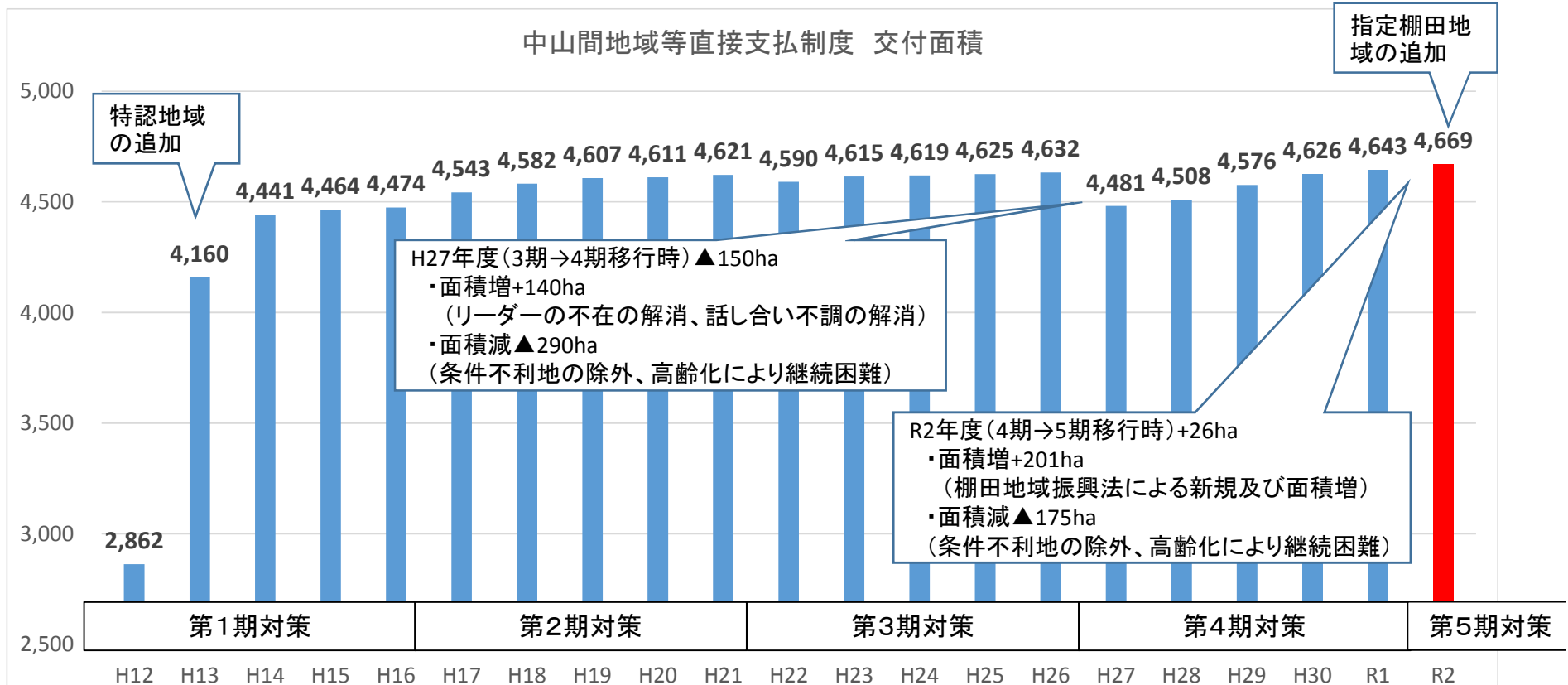
2 取組状況

(2) 県の実施状況(交付面積の推移)

○ 制度が始まった平成12年度(第1期対策)から平成14年度まで増加し、以降はほぼ横ばいで推移

○ 令和2年度の実施状況

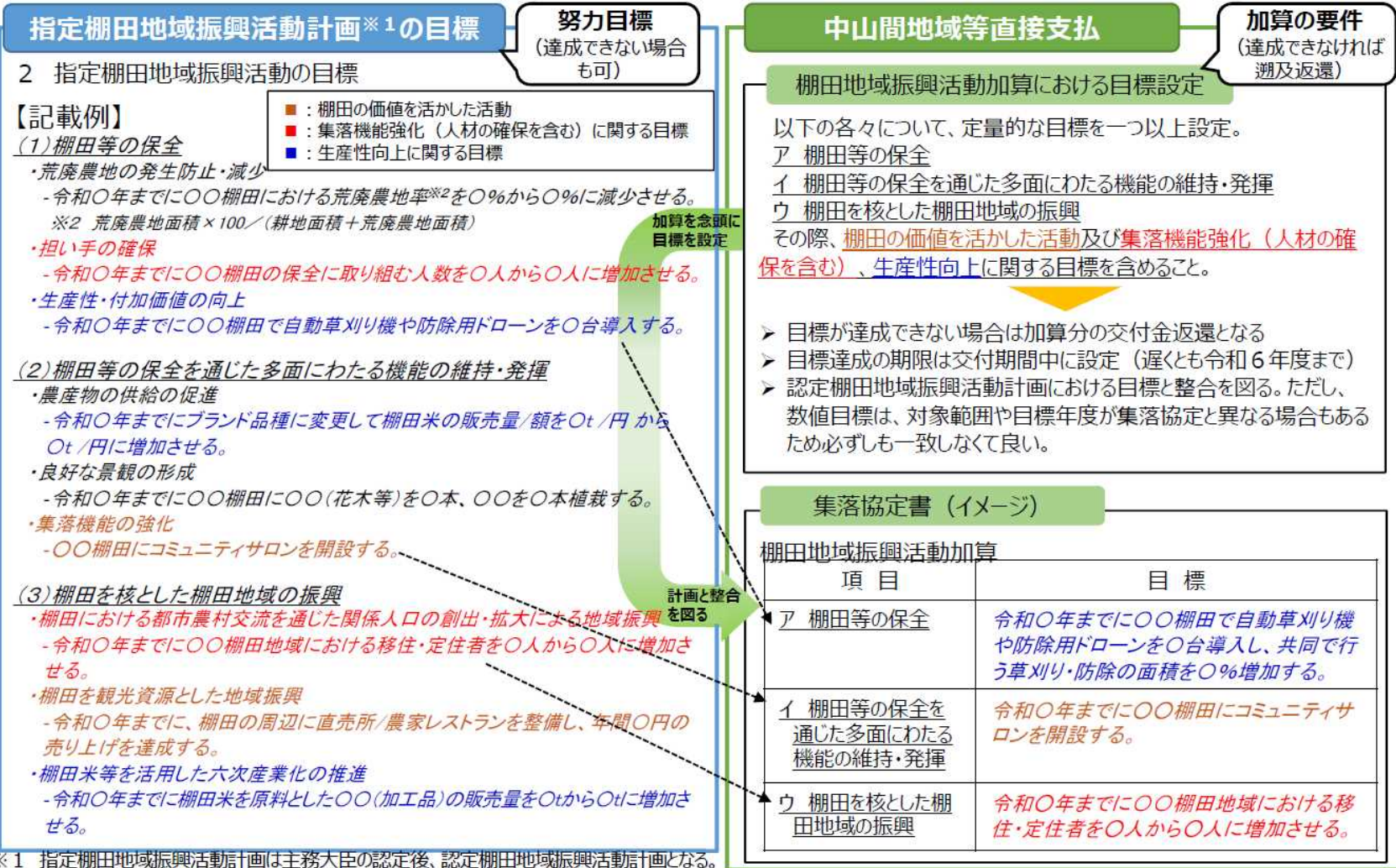
- ・協定数 307 (R1:309)
- ・集落数 387 (R1:382) ※対象集落 約460
- ・交付面積 4,669ha (対象農用地 5,513haの85%)



2 取組状況

(2) 棚田地域振興活動加算の目標について

- 令和2年度の棚田地域振興活動加算の活用状況
 - ・協定数 17 (富山市1、高岡市2、氷見市5、黒部市2、射水市1、立山町6)
- 棚田地域振興活動加算では、「ア、イ、ウ」の各項目について定量的な目標を一つ以上設定する必要がある。
- 棚田地域振興活動加算と認定棚田地域振興活動計画の目標の整合をとる必要がある。



※1 指定棚田地域振興活動計画は主務大臣の認定後、認定棚田地域振興活動計画となる。